

Point

手続は「ワンストップ特例：1月10日」か「確定申告：2月16日以降」を選択します。

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ふるさと納税 ①ワンストップ特例制度 ②確定申告の二通りがあります。

## ワンストップ特例のまとめ

### A) 対象者

- 1年間の寄付先が**5自治体以下**
- ほかに確定申告の必要がない

### B) メリット

- 確定申告の手続きをしなくても控除が受けられる

### C) デメリット

- 申請書や各種書類を寄付先の各自治体へ送付する必要がある
- 年の途中で引越しをした場合、翌年の1月10日までに、変更届出書を寄付先の各自治体へ提出する必要がある

### D) 手続き・締め切り

- 翌年1月10日**
- 寄付をした翌年の1月10日必着で、申請書と必要書類を郵送にて提出

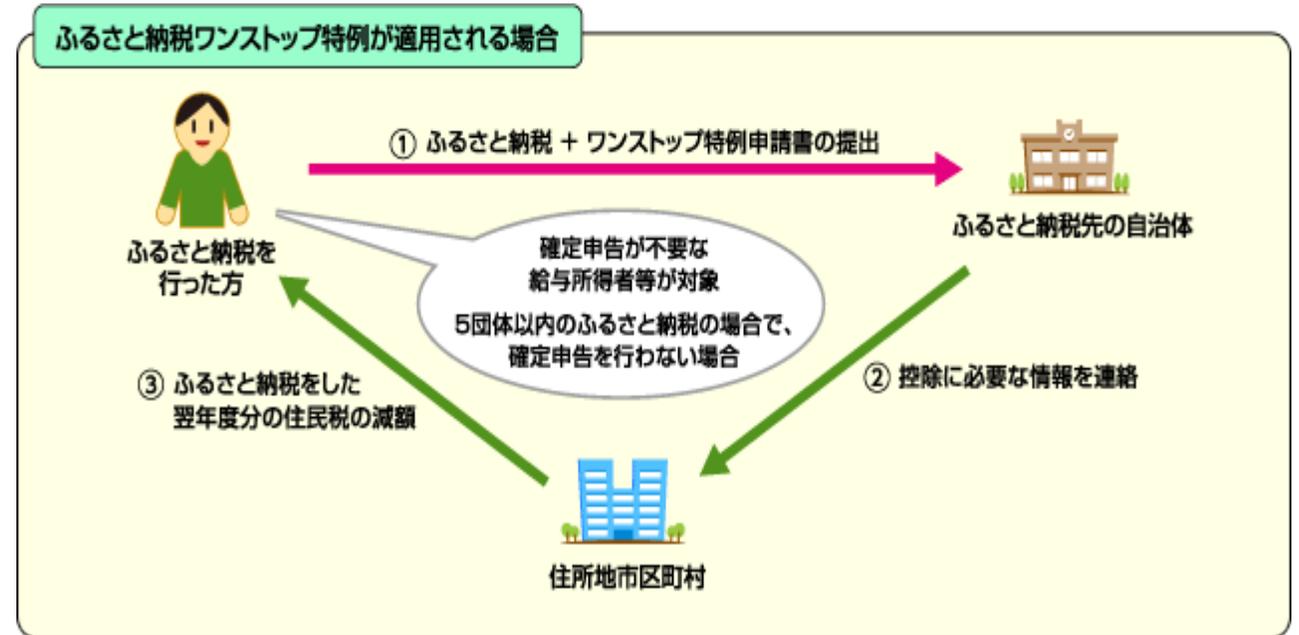
### E) 提出先

- 寄付先の各自治体

### D) 控除対象

- 翌年度の住民税から控除  
(住民税の減額)

出典:総務省



・ ワンストップ特例制度とは、2015年4月1日の税制改革で新たに追加された特例制度です。利用可能条件に当てはまる方であれば、確定申告をせずにふるさと納税による寄付金控除を受けることができます。

・ ワンストップ特例制度を利用する場合、寄付を行った回数だけ申請が必要になります。同一自治体に2回寄付した場合には、申請は2回必要になりますのでご注意ください。

Point

ワンストップ特例制度の申告手続は①特例申請書+寄付金受領証明書+各種書類が必要です。

## 申告手続きのまとめ

ふるさと納税ワンストップ特例を活用する時には下記の書類を各自治体に提出してください。

② ふるさと納税先の自治体によって、申込手続や申請書が異なることがありますので、ふるさと納税先の自治体にお問い合わせください。

### 特例申請書 寄付金受領証明書

特例申請書

寄付金受領  
証明書



### 各種書類

特例申請書は寄付をした自治体から送付されます。

しかし、自治体によっては、ワンストップ特例申請書の郵送をしていないところや、申請期限の関係で年末は郵送を停止している場合もあります。

その場合、②特例申請書をインターネットを利用して、ダウンロードで入手することも可能です。

区分	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い人
個人番号確認の書類	個人番号カード(マイナンバーカード)の表・裏両面のコピー 	通知カードの表・裏両面のコピー 	個人番号が記載された住民票の写し
本人確認の書類		下記いずれかの「写真付き身分証」のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日、または住所が確認できるようにコピーする。	
		上記の「写真付きの身分証」が無い場合 次のうち2つ以上の書類の写しを添付してください。 ・健康保険証 ・後期高齢者医療、介護保険の被保険者証 ・年金手帳 などの写し	